

安芸市商店街等にぎわいづくり事業費補助金交付要綱

平成26年7月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、補助金等の交付に関する規則（昭和30年規則第11号）の規定に定めるもののほか、安芸市商店街等にぎわいづくり事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定める。

(補助目的)

第2条 この補助金は、地域での創意工夫された取組みや空き店舗等を活用した取組み等を支援することにより、地域住民の利便性の確保並びに地域商業の活性化及び商業機能の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 安芸市商店街連合会区域内 元町商店街振興会、安芸本町商店街振興組合、中央町商店街振興会、すまいる通り商店街振興会及び西八幡通り商店街振興会の区域内をいう。

(2) 空き店舗 次に掲げるものをいう。

ア 安芸市商店街連合会区域内に立地する店舗、倉庫、事務所等の営業用の施設で、現在使用されなくなってから、3月以上その状態が継続しているもの

イ 大規模集客施設及び大規模小売店舗等でないもの。ただし、市長が補助対象とする必要があると認める場合を除く。

ウ 建物の構造上明確な区切りがされているものであって、1階又は2階に位置する店舗。ただし、イの場合を除く。

(3) 空き店舗等 以下のアからウの要件を全て満たすもの及び集落に活用できる空き店舗がないと市長が認めた場合の空き家をいう。

ア 安芸市商店街連合会区域以外の地域に立地する店舗、倉庫、事務所等の営業用の施設であったもので、使用されなくなってから3月以上その状態が継続しているもの。ただし、事業者の撤退により、地域住民の日常生活に直ちに影響が生じる事業（食品・燃料小売業など）については、この限りでない。なお、出店者が行う事業が飲食業である場合は、活用する空き店舗等が元々周辺住民を主要客とする地域に密着した飲食店であった場合に限る。

イ 大規模集客施設及び大規模小売店舗等でないもの。ただし、市長が補助対象とする

必要があると認める場合を除く。

ウ 建物の構造上明確な区切りがされているものであって、1階又は2階に位置する店舗。ただし、イの場合を除く。

(4) 空き店舗兼住宅 次に掲げるものをいう。

ア 安芸市商店街連合会区域内に立地する店舗（店舗、倉庫、事務所等の営業用の施設）と住宅とが一体となった建物で、店舗部分が現在使用されなくなってから、3か月以上その状態が継続しているもの

イ 店舗部分が1階又は2階に位置するもの

(5) 出店者 新たに事業を営む個人若しくは法人又は既存事業の拡大を図る個人若しくは法人をいう。

(6) コミュニティ施設 福祉ボランティア、地域の文化、コミュニティ活動等の場として広く市民に利用される施設をいう。

(7) 商業者グループ 商業者を含む4名以上で構成された法人格を持たない団体で、代表者等に関する規約等を有するグループをいう。

(8) 昼間営業 12時から13時までを含み、10時から16時までの間に3時間以上営業するものをいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1に掲げるものとする。

(補助対象者)

第5条 次の各号に掲げる補助事業に係る補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 商店街活性化事業 安芸市商店街連合会区域内の商店街振興会等、又は商業者等で構成されている商業者グループ

(2) 空き店舗等借用事業 安芸市内の空き店舗等を活用して小売業、飲食業又はサービス業、コミュニティ施設の運営を行う出店者であって、次に掲げる要件を全て満たすものの

ア 市税等を滞納していない者

イ 当該空き店舗等の所有者でない者

ウ 当該空き店舗等の所有者の同居等の親族又は出資額50パーセントを超える親子会社等密接な関係にない者

- エ 許認可等が必要な事業を営む場合において、該当する許認可等を取得している者
- オ 出店計画について、市が委任する安芸商工会議所の経営指導を受け入れる者
- カ 安芸市暴力団排除条例（平成23年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者

(3) 商店街地域空き店舗出店支援事業 空き店舗を改装して小売業、飲食業又はサービス業、コミュニティ施設の運営を行う出店者であって、次に掲げる要件を全て満たすもの

- ア 市税等を滞納していない者
- イ 当該空き店舗の所有者でない者
- ウ 当該空き店舗の所有者の同居等の親族又は出資額50パーセントを超える親子会社等密接な関係にない者
- エ 許認可等が必要な事業を営む場合において、該当する許認可等を取得している者
- オ 申請をする年度において、高知県空き店舗対策事業費補助金の交付決定又は内示を受けた者
- カ 出店計画について、市が委任する安芸商工会議所の経営指導を受け入れる者
- キ 安芸市暴力団排除条例（平成23年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者
- ク アからキに掲げるもののほか、市長が適当であると認める者

(4) 商店街等店舗兼住宅活用推進事業 空き店舗兼住宅の所有者で、事業完了後に当該店舗部分を2年以内に出店者へ賃貸する意思がある者であって、次に掲げる要件を全て満たすもの

- ア 市税等を滞納していない者
- イ 安芸市暴力団排除条例（平成23年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者

（補助対象経費、補助率及び補助対象となる事業の期間）

第6条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとし、市は、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助事業の期間は、原則として単年度とする。

3 空き店舗等借用事業において店舗賃借料に係る補助対象期間は最長6か月とする。ただし、補助対象期間がその年度内において6か月に満たない場合は、当該6か月に満たない期間について、次の年度においても新たに補助申請できるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 商店街活性化事業

- ア 安芸市商店街等にぎわいづくり事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書
- ウ 定款又は規約等
- エ その他事業内容がわかる書類

(2) 空き店舗等借用事業

- ア 安芸市商店街等にぎわいづくり事業費補助金交付申請書（様式第1号の2）
- イ 開業予定場所の位置図及び店舗の現状写真
- ウ 店舗等賃貸（仮）契約書の写し
- エ 事業計画書及び簡易資金繰予定表
- オ 個人情報の取扱いに関する同意書
- カ 住民票謄本（個人及び任意団体の場合）
- キ 法人登記簿謄本の写し（法人の場合）
- ク 納税証明書
- ケ 許認可、資格等の確認書類

(3) 商店街地域空き店舗出店支援事業

- ア 安芸市商店街等にぎわいづくり事業費補助金交付申請書（様式第1号の3）
- イ 開業予定場所の位置図及び店舗の現状写真
- ウ 工事請負内訳書又は工事見積内訳書
- エ 店舗等賃貸（仮）契約書の写し
- オ 県知事からの補助金交付決定通知書の写し
- カ 事業計画書及び簡易資金繰予定表
- キ 個人情報の取扱いに関する同意書
- ク 住民票謄本（個人及び任意団体の場合）
- ケ 法人登記簿謄本の写し（法人の場合）
- コ 納税証明書
- サ 許認可、資格等の確認書類
- シ 設計図面又は平面図等の実施内容を確認することができるもの

ス 空き店舗の状況確認書

セ 損益計画表及び売上計画表

(4) 商店街等店舗兼住宅活用推進事業

ア 安芸市商店街等にぎわいづくり事業費補助金交付申請書（様式第1号の4）

イ 開業予定場所の位置図及び店舗の現状写真

ウ 工事請負内訳書又は工事見積内訳書

エ 住民票謄本（個人及び任意団体の場合）

オ 法人登記簿謄本の写し（法人の場合）

カ 納税証明書

キ 設計図面又は平面図等の実施内容を確認することができるもの

ク 商店街等店舗兼住宅活用推進事業にかかる誓約書

ケ 対象建築物の登記事項証明書

- 2 補助事業者は、前項の規定による補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかでない場合については、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第8条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるときを除く。

（補助金の変更の申請）

第9条 補助事業者は補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次に掲げる重要事項の変更をしようとするときは、補助金交付決定変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金額の20パーセントを超える減額又は増額

(2) 前号に掲げる場合のほか、事業内容の重要な部分に関する事項であって、市長が変更手続きを要すると認めたもの（必要に応じて市長に事前協議すること。）

2 市長は、前項の規定による補助金の変更の申請が適当であると認めたときは、補助金変更交付決定通知書（様式第4号）を当該補助事業者へ通知するものとする。

3 市長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ補助金中止（廃止）申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助の条件）

第11条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 補助金に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- （2） 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- （3） 取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に市長の承認を受けなければならないこと。
- （4） 前号の規定により市長の承認を得て財産の処分をしたことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を市に納付しなければならないこと。
- （5） 補助事業の実施に当たっては、別表第2のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- （6） 別表第1中4 商店街等店舗兼住宅活用推進事業においては、事業完了後に当該店舗部分を出店者に賃貸する場合、出店者は次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - ア 小売業、飲食業又はサービス業であって、昼間営業をするものであること。
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行うものでないこと。
 - ウ 空き店舗兼住宅の所有者本人の出店でないこと。

エ 空き店舗兼住宅の所有者と出店者とが同居の親族、出資額50パーセントを超える
いわゆる親子会社等密接な関係にないこと。

- 2 市長は、前項第3号の規定により財産の処分を承認しようとするときは、対応した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることができる。

(補助事業の完了日)

第12条 商店街活性化事業については補助事業が終了した日を補助事業が完了した日（以下「補助事業の完了日」という。）とし、空き店舗等借用事業については賃借料に係る補助金は補助事業が終了した日を補助事業が完了した日とし、商店街地域空き店舗出店支援事業及び商店街等店舗兼住宅活用推進事業については当該年度の2月28日までを補助事業の完了日とする。

(実績報告等)

第13条 商店街活性化事業及び空き店舗等借用事業については、補助事業者は、補助事業が完了した場合は、補助金実績報告書（商店街活性化事業にあつては様式第6号、空き店舗等借用事業にあつては様式第6号の2による）を補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は翌年度の4月10日までに提出しなければならない。

- 2 商店街地域空き店舗出店支援事業及び商店街等店舗兼住宅活用推進事業については、補助事業者は、補助事業が完了した場合は、補助金実績報告書（商店街地域空き店舗出店支援事業にあつては様式第6号の3、商店街等店舗兼住宅活用推進事業にあつては様式第6号の4による）を補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の2月28日のいずれか早い期日に提出しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は、補助事業実施年度の3月10日までに提出しなければならない。

- 3 第7条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であつて、第1項又は第2項の補助金実績報告書の提出時期までに当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第7条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であつて、第1項又は第2項の補助金実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した場合にあつては、当該減額した額を上回る部分の金額）を記載した消費税仕入控除税額等報告書（様式第7号）を市長に提出するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還

しなければならない。

- 5 市長は、第1項又は第2項の報告書の提出があった場合は、必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者へ通知するものとする。

(状況報告及び調査)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助金額の確定)

第15条 市長は、第13条第1項又は第2項の規定による報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容（第9条の規定による承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付の決定額と補助金の確定額とが相違する場合には、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の支払)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の額を決定した後、補助事業者から請求書（様式第8号）の提出を受け、補助金を支払うものとする。なお、空き店舗等借用事業及び商店街地域空き店舗出店支援事業の交付決定を受けた補助事業者については、事業別の支払いができるものとする。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) この要綱、その他法令の規定又はこれに基づく処分に違反したとき。
- (4) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(事業完了後の経過報告)

第18条 別表第1中4 商店街等店舗兼住宅活用推進事業にあつては、補助事業者は、事業

実施年度の翌年度から2年間、事業完了後の状況を補助金実施状況報告書（様式第9号）により、市長に提出しなければならない。

2 前項の提出時期は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 9月30日現在における取組状況について10月20日までに報告

(2) 3月31日現在における取組状況について4月20日までに報告

(情報の開示)

第19条 補助事業又は補助事業者に関して、安芸市情報公開条例（平成11年条例第2号）に基づき開示請求があった場合は、同条例第7条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、開示するものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

(安芸市空き店舗対策支援事業費補助金交付要綱の廃止)

2 安芸市空き店舗対策支援事業費補助金交付要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月25日から施行する。

別表第1（第4条、第6条、第11条関係）

事業名	補助対象事業及び業種	補助対象経費	補助率	補助額
1 商店街活性化事業	・安芸市商店街連合会 区域内の商店街振興会等又は商業者グループが商店街等の活性化のために行う事業	安芸市商店街連合会区域内の商店街振興会等又は商業者グループが商店街等の活性化のために行う事業に要する経費のうち、市長が必要かつ適当であると認めた経費（報償費、旅費、雑役務費、需用費（食糧費を除く。）役務費、備品購入費、委託料並びに使用料及び賃借料）	補助対象経費の2分の1以内	上限額50万円以内
2 空き店舗等借用事業	・安芸市内の空き店舗等を活用して、小売業、飲食業、サービス業、コミュニティ施設の運営を行う出店者であって、次に掲げる条件を全て満たすものとする。 (1) 昼間営業をするものであること。 (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23	店舗の借用自体に係る賃借料とし、保証金、礼金、敷金等の預託金、土地にかかる賃借料、仲介手数料、管理費衛生費等の管理運営費、水道光熱費、修繕費等の維持管理費を除くもの。	補助対象経費の2分の1以内	上限額30万円以内 限度額は月額5万円とする。 （補助期間は最長6か月とする）

	年法律第122号) 第2条第1項に規定する風俗営業 (同項第2号及び第8号を除く。) 又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行うものでないこと。			
3 商店街地域空き店舗出店支援事業	・安芸市商店街連合会 区域内の市道に面して立地する空き店舗を改装して、小売業、飲食業、サービス業、コミュニティ施設の運営を行う出店者であって、次に掲げる条件を全て満たすものとする。 (1) 昼間営業をするものであること。 (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規	① 内外装整備は、必要最小限のものとし、店舗構造の変更、華美な装飾等は、補助対象外とする。 (建築確認が必要となる大規模修繕費並びに建物の構造及び床面積の変更に伴う工事に要する経費は、対象外とする。) ② 設備及び備品は原則として補助対象外とするが、改装に密着で不可欠なものは補助対象とする。 ③ 空調設備、音響設備、厨房機器及び厨房内設備は補助対象外とする。	高知県空き店舗対策事業費補助金交付要綱に規定する補助対象経費から県補助金を差し引いた残額の2分の1以内を補助する。	上限額50万円以内

	定する風俗営業（同項第2号及び第8号を除く。）又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行うものでないこと。	④ 安芸市大型店舗への企業誘致促進に関する条例第4条第3号に規定する支援措置の対象となるものは、補助対象外とする。		
4 商店街等店舗兼住宅活用推進事業	・空き店舗兼住宅の有者であって、次に掲げる条件を全て満たすものとする。 (1) 事業完了後に当該店舗部分を2年以内に出店者に貸し出せるように、市又は商工団体等が運営する空き店舗バンク等への登録又は不動産会社への登録を行うこと。 (2) 事業完了後に当該店舗部分を出店者へ賃貸する場合、一定期間（3か月以上とし、最長6か月とする）賃料を無料	① 店舗部分と住宅部分の機能分離に係る経費 ② 既存設置物の処分費 ③ 内装工事、外装工事、給排水工事、電気工事及び当該工事と一体で設置する設備（内外装工事は店舗を貸し出すために必要最小限度のものとし、華美な装飾等は補助対象外とする。） ④ 電気・ガス・水道などのメーター分離費用（子メーターの設置など）	補助対象経費の3分の2	上限額200万円以内 下限額 20万円

	とすること。			
--	--------	--	--	--

(注1) 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(注2) 商店街活性化事業を実施する際の委託料については、あらかじめ市長に協議しなければならない（事業全般にわたる委託は原則として不可とする）。

(注3) 補助額については、国・県等その他補助金の交付を受けた場合は、補助対象経費からその額を差し引いた金額に補助率を掛けて算出するものとする。

(注4) 消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

別表第2（第8条、第11条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。